

議案第43号

幸手市議会議員及び幸手市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例及び幸手市議会議員及び幸手市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(幸手市議会議員及び幸手市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正)

第1条 幸手市議会議員及び幸手市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号ロ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

(幸手市議会議員及び幸手市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第2条 幸手市議会議員及び幸手市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の幸手市議会議員及び幸手市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第4条及び第9条の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の幸手市議会議員及び幸手市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例第4条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示され

た選挙については、なお従前の例による。

令和4年9月1日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、選挙運動に係る公費負担の限度額を国に準じて引き上げたいので、この案を提出するものである。